



各 位

平成 30 年 3 月 21 日

会社名 三菱自動車工業株式会社  
代表者名 取締役 CEO 益子 修  
コード番号 7211 東証第 1 部  
問合せ先 常務執行役員 事業管理本部長  
北村 康一  
(Tel. 03-3456-1111)

MAI 株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果  
並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）の完全子会社である MAI 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が平成 30 年 2 月 21 日より実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 30 年 3 月 20 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 30 年 3 月 27 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主に異動が発生する見込みとなり、また、平成 30 年 3 月 20 日（本公開買付けの買付け等の期間の末日）付で、当社のその他の関係会社に異動が発生しましたので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、添付資料「三菱自動車工業株式会社株式（証券コード 7211）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について、公開買付者より報告を受けました。

II. 主要株主及びその他の関係会社の異動について

1. 異動日

(1) 主要株主の異動予定日

平成 30 年 3 月 27 日（火曜日）（本公開買付けの決済の開始日）

(2) その他の関係会社の異動日

平成 30 年 3 月 20 日（火曜日）（本公開買付けの買付け等の期間の末日）

2. 異動の経緯

公開買付者は、平成 30 年 2 月 20 日、本公開買付けを開始する旨を公表し、当社は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることを決議し、同日その旨を公表いたしました。

公開買付者は、平成 30 年 2 月 21 日から平成 30 年 3 月 20 日までを買付け等の期間として本公開買付けを実施しておりましたが、当社は、本日、公開買付者より、買付予定数の下限及び上限である 160,329,300 株を上回る当社株式の応募があり、本公開買付けが成立し、あん分比例の方式により、応募された株式のうち 160,329,338 株を取得することになった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済の開始日である平成 30 年 3 月 27 日付で、公開買付者は当社の主要株主に該当することとなります。また、本公開買付けの買付け等の期間の末日である平成 30 年 3 月 20 日付で、当社は三菱商事の持分法適用関連会社となり（三菱商事の所有割合（注）は公開買付者による間接保有 10.76%を合わせて 20.00%）、三菱商事は当社のその他の関係会社となりました。

(注) 「所有割合」とは、当社が平成 30 年 2 月 9 日に提出した平成 29 年度第 3 四半期報告書（以下「当社第 3 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 29 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（1,490,282,496 株）から、当社が平成 30 年 2 月 5 日に公表した平成 30 年 3 月期第 3 四半期決算

短信〔日本基準〕（連結）（以下「当社第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成29年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（222,186株）を控除した数（1,490,060,310株）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。

### 3. 異動する株主の概要

#### (1) 新たに主要株主となる株主の概要

(1) 名 称	MAI株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 坂巻 敬	
(4) 事 業 内 容	当社株式を保有及び管理すること	
(5) 資 本 金	500万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成30年2月2日	
(7) 大株主及び持株比率	三菱商事株式会社（持株比率 100.00%）	
(8) 当社と当該株主との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

#### (2) 新たにその他の関係会社となる株主の概要

(1) 名 称	三菱商事株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長 垣内 威彦	
(4) 事 業 内 容	総合商社	
(5) 資 本 金	204,447百万円	
(6) 設 立 年 月 日	昭和25年4月1日	
(7) 連 結 純 資 産	6,326,921百万円（平成29年12月31日現在）	
(8) 連 結 総 資 産	16,574,633百万円（平成29年12月31日現在）	
(9) 大株主及び持株比率 （平成29年9月30日現在）	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8.60%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5.18%
	東京海上日動火災保険株式会社	4.68%
	明治安田生命保険相互会社	4.07%
	いちごトラスト・パーティーイー・リミテッド （常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	2.27%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（三菱重工業株式会社口・退職給付信託口）	2.02%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1.64%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1.57%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.55%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1.27%
(10) 当社と当該株主との関係	資本関係	三菱商事は、当社株式137,682,876株（所有割合：9.24%）を所有しております。
	人的関係	当社取締役1名が三菱商事の取締役会長を兼務しております。

	取引関係	三菱商事は当社との間で自動車の海外向け販売等の取引を行っております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

#### 4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

##### (1) 公開買付者

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	主要株主	1,603,293 個 (10.76%)	—	1,603,293 個 (10.76%)	第2位

(注) 「議決権所有割合」は、当社第3四半期報告書に記載された平成29年12月31日現在の発行済株式総数(1,490,282,496株)から、当社第3四半期決算短信に記載された平成29年12月31日現在の当社が所有する自己株式数(222,186株)を控除した数(1,490,060,310株)に係る議決権数(14,900,603個)を分母として計算しております(以下、同じ。)

(注2) 「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております(以下、同じ。)

##### (2) 三菱商事

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	1,376,828 個 (9.24%)	—	1,376,828 個 (9.24%)	第2位
異動後	その他の関係 会社	1,376,828 個 (9.24%)	1,603,293 個 (10.76%)	2,980,121 個 (20.00%)	第3位

#### 5. 今後の見通し

本公開買付けにより、当社は三菱商事の持分法適用関連会社となります。当社が平成30年2月20日付で公表した「MA I 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

#### 添付資料

公開買付者が本日付で公表した「三菱自動車工業株式会社株式(証券コード7211)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以上



平成 30 年 3 月 21 日

各 位

会 社 名 三菱商事株式会社  
 代表者名 代表取締役 社長 垣内 威彦  
 コード番号 8058  
 問合せ先 広報部報道チームリーダー  
 吉田 達矢(Tel:03-3210-2007)

会 社 名 MA I 株式会社

**三菱自動車工業株式会社株式（証券コード 7211）に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ**

三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）の完全子会社であるMA I 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 30 年 2 月 20 日、三菱自動車工業株式会社（東証第一部、証券コード 7211、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 30 年 2 月 21 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 30 年 3 月 20 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 30 年 3 月 20 日（公開買付期間の末日）付で対象者は三菱商事の持分法適用関連会社となりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

MA I 株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号

(2) 対象者の名称

三菱自動車工業株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
160, 329, 300 株	160, 329, 300 株	160, 329, 300 株

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（160,329,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、応募株券等の総数が買付予定数の上限（160,329,300 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に対象者株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

## (5) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

平成30年2月21日（水曜日）から平成30年3月20日（火曜日）まで（20営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は、平成30年4月4日（水曜日）まで（30営業日）となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

## (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、749円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数（160,405,419 株）が買付予定数の下限（160,329,300 株）に達し、かつ、買付予定数の上限（160,329,300 株）を超えたため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成30年3月21日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類		① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株	券	160,405,419 株	160,329,338 株

新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券( )	一株	一株
株券等預託証券( )	一株	一株
合計	160,405,419株	160,329,338株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

## (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	8,410,825個	(買付け等前における株券等所有割合56.45%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,603,293個	(買付け等後における株券等所有割合10.76%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	6,808,292個	(買付け等後における株券等所有割合45.69%)
対象者の総株主等の議決権の数	14,899,805個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成30年2月9日に提出した平成29年度第3四半期報告書(以下「対象者第3四半期報告書」といいます。)に記載された平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期報告書に記載された平成29年12月31日現在の発行済株式総数(1,490,282,496株)から、対象者が平成30年2月5日に公表した平成30年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成29年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(222,186株)を控除した数(1,490,060,310株)にかかる議決権数(14,900,603個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(160,405,419株)が買付予定数の上限(160,329,300株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未

満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないため、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付け等を行いました。

#### (6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
(公開買付代理人)  
SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- ② 決済の開始日  
平成30年3月27日(火曜日)

#### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーリートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

#### ④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

#### 3. 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等につきましては、三菱商事及び公開買付者が平成30年2月20日付で公表した「三菱自動車工業株式会社株式(証券コード7211)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ございません。

#### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

MAI株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上